

大阪府フットサル連盟

『大阪フットサルリーグ・ユニフォーム要項』

(公財)日本サッカー協会が定める「ユニフォーム規程」に準ずる。但し、以下のことを別に定める。

- 1) チームは、フィールドプレーヤー(以下、FP)2色、ゴールキーパー(以下、GK)2色の合計4色の異なる色彩の統一されたユニフォームを登録しなければならない。なお、FPおよびGKのパンツ、ソックスについて1箇所のみ黒、紺の使用を認める。但し、レディースリーグの新規参加チームはFP、GK共に1色でも良い。
- 2) GK が穿くことの出来るトラウザーズ(長ズボン)は、登録されたショーツと同色でなければならない。
- 3) 登録されたユニフォームを変更する場合は、大阪府フットサル連盟(以下、本連盟) が指定する「ユニフォーム変更届」を本連盟にメールで提出し申請を行う。
- 4) 選手の番号は、整数の1から99までとし、0及び00あるいは、3桁の数字を使用することは認めない。背番号の他に胸番号も必ず表記すること。
- 5) ショーツに番号を表記する場合は、背番号と同じ番号で、統一されていなければならない。但し、GKとFPとの間では、統一されている必要はない。
- 6) 番号が明確に判別できること。番号に台地をつけるか、番号を縁取るなどして、番号 が明確に見えるようにすること。
- 7) ユニフォームには、ポケットがあってはならない。ボタンやファスナーなどが付いて あるものも認められない。
- 8) チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用 することができる。
- 9) 貼番号を認める。但し、番号の付いた布は適当な大きさでユニフォームと同色である ことが望ましく、四辺をしっかりと固定し、剥がれる恐れのあるものであってはなら ない。
- **10**) すねあてはストッキングによって完全に覆われていること。ストッキングが破損して すねあてが見えているものは着用できない。
- n) ヘアバンドは原則として使用を認めない。
- 12) ユニフォームに広告の表示をする場合には、事前に(一社)大阪府サッカー協会へ申請し、認められたものしか表示出来ない。ユニフォーム広告掲示申請書および回答書を試合のときに携帯し、本連盟が求めたときに提示しなければならない。
- 13) 認められていないものを覆う目的で、布などを使用する場合は、第9項の条件をそのまま準用する。
- 14) 本要項は、2017年4月1日から施行する。